美浦村都市計画図

稲敷東部台都市計画　地区計画　総括図

平成二十六年二月測図

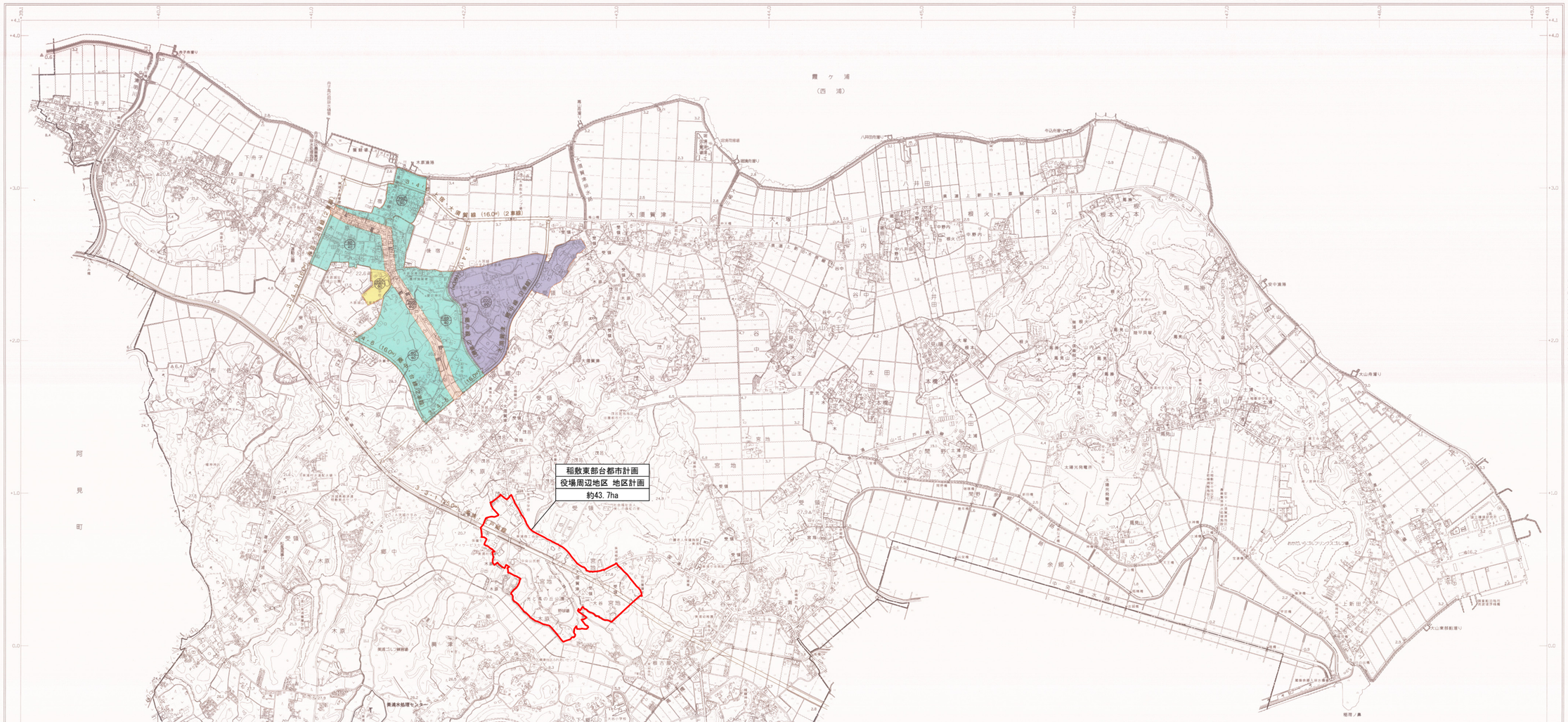

都市計画道路

路線番号	路線名	延長	幅員	車線数	都市計画決定日
3・3・1	美浦・江戸崎線	9,250	25		6．4．21
3・4・5	大須賀津・郷中線	2,040	16		6．3．10
〃	〃	〃	〃	2	13．4．16
3・4・6	上宿・大須賀津線	1,420	16		6．3．10
〃	〃	1,470	〃	2	13．4．16
3・4・7	浜・郷中線	1,250	16		6．3．10
〃	〃	1,090	〃	2	13．4．16
3・4・8	郷中・台線	1,210	16		6．3．10
〃	〃	〃	〃	2	13．4．16
3・4・9	布佐・上宿線	1,160	16		6．3．10
〃	〃	〃	〃	2	13．4．16
3・4・10	土屋・新山線	2,470	16		6．3．10

区分		面積(ha)
市街化区域		331
市街化区域の内訳（用途地域）	第一種低層住居専用地域	66
	第二種中高層住居専用地域	15
	第二種住居地域	217
	工業専用地域	33
市街化調整区域		3,072
合計		3,403

地域・区域等告示年月日

平成元年6月1日	都市計画区域の決定（稲敷東部台）
平成6年3月10日	市街化区域及び市街化調整区域の決定
平成6年3月10日	用途地域の指定
平成18年11月16日	技術先端製薬種市町村の指定

用途地域による建築物の用途制限

用途地域内の建築物の用途制限
○ 建てられる用途
建てられない用途
①、②、③、④、▲ 面積、階数等の制限あり

	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		非住宅部分の用途制限あり
事務所で、非住宅部分の床面積が、50㎡以内か建築物の延べ面積の2分の1未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
店舗等		①	②	③	○	○	○	○	○	○	○	④	①自己の販売、修理、サービス業用途のみ、2階以下。
店舗等の床面積が150㎡を超え1,500㎡以下			②	③	○	○	○	○	○	○	○	④	②①に加えて、物品販売店舗、飲食店、飲食店、事務所、銀行の支店・郵便局等の用途のみ、2階以下。
店舗等の床面積が500㎡を超え1,500㎡以下				③	○	○	○	○	○	○	○	④	
店舗等の床面積が1,500㎡を超え3,000㎡以下					○	○	○	○	○	○	○	④	③2階以下。
店舗等の床面積が3,000㎡を超え10,000㎡以下						○	○	○	○	○	○	④	④物品販売店舗、飲食店を除く。
店舗等の床面積が10,000㎡を超える									○	○	○	④	
事務所等の床面積が150㎡以下				▲	○	○	○	○	○	○	○		
事務所等の床面積が150㎡を超え1,500㎡以下				▲	○	○	○	○	○	○	○		▲2階以下
事務所等の床面積が500㎡を超え1,500㎡以下				▲	○	○	○	○	○	○	○		
事務所等の床面積が1,500㎡を超え3,000㎡以下					○	○	○	○	○	○	○		
事務所等の床面積が3,000㎡を超える						○	○	○	○	○	○		
ホテル、旅館				▲	○	○	○	○	○	○			▲3,000㎡以下
ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等				▲	○	○	○	○	○	○			▲3,000㎡以下
カラオケボックス等					○	○	○	○	○	○			
麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等					○	○	○	○	○	○			
劇場、映画館、演芸場、観覧場							▲	▲	○	○			▲客席200㎡未満
キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等										▲	▲		▲個室付浴場等を除く
幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
大学、高等専門学校、専修学校等				○	○	○	○	○	○	○			
図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
病院			○	○	○	○	○	○	○	○			
公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○			▲600㎡以下
自動車教習所				▲	○	○	○	○	○	○			▲3,000㎡以下
単独車庫（附属車庫を除く）			▲	▲	▲	○	○	○	○	○			▲300㎡以下　2階以下
建築物附属自動車車庫	①	①	①	①	①	①	○	○	○	○	○	○	①600㎡以下　1階以下 ②3,000㎡以下　2階以下 ③2階以下
工 ①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	第一種地区内建築物について別に制限あり												
倉庫業倉庫									○	○	○	○	
畜舎（15㎡を超えるもの）					▲		○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
パチンコ屋、射撃場、馬車場、床屋浴、車庫、車庫系統、自転車置き竹場場の床面積が150㎡以下のもの			▲	▲	▲		○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり、▲2階以下
危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場						①	①	①	②	②	②	○	原動機・作業内容の制限あり
危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場									③	③	③	○	作業場の床面積
危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場											○	○	①50㎡以下　②150㎡以下
危険性が大きい or 又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場												○	
自動車修理工場						①	①	①	②	②	②	○	①作業場の床面積 ①50㎡以下　②150㎡以下 ③300㎡以下 原動機の制限あり
危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設												
	量が少ない施設			①	①	①	○	○	○	○	○	○	① 1,500㎡以下　2階以下
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量がやや多い施設									○	○	○	② 3,000㎡以下
	量が多い施設										○	○	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ処理場等	都市計画区域内においては都市計画決定が必要												

注）本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

凡例

用途地域	第一種低層住居専用地域	80/40　100/50
	第二種中高層住居専用地域	200/60
	第二種住居地域	200/60
	工業専用地域	200/60
	上段 容積率 / 下段 建ぺい率	80/40
行政区域界		
市街化区域界		
用途地域界		
都市計画道路		
美浦水処理センター		T

※第一種低層住居専用地域の建築物の高さの限度は10m以下

朝日航洋株式会社調製

この地図は、平成26年2月作成の1:2,500美浦村都市計画図を1:10,000に縮小編集したものである。

1：10,000

本図の市街化区域、市街化調整区域の区域区分及び地域地区並びに都市計画施設（道路）の境界については、概略を示したものであり、詳細については美浦村役場都市建設課にお問い合わせください。

この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである。
（助言番号）平25関公第134号

美浦村都市建設課